平成２４年（フ）第７７号
兵庫県明石市大蔵中町14番３号
破産者　唐津みどり
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
高知県香南市野市町兎田224番地２　嶋村コーポ204号、申立時の住所高知県香南市野市町みどり野４丁目30番地
破産者　新居喜代野
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５００号
神奈川県鎌倉市材木座５丁目15番５―201号
破産者　オブライエン　ダニエル　ジョン
1　破産債権の届出期間　平成24年10月25日まで
2　一般調査期日　平成24年12月17日午前11時20分
平成24年９月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―506号
破産者　澤田　信二
1　破産債権の届出期間　平成24年10月25日まで
2　一般調査期日　平成24年12月20日午前10時20分
平成24年９月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７号
広島県三次市吉舎町吉舎548番地の１
破産者　有限会社セルフハタナカ
1　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
2　一般調査期日　平成24年12月21日午後１時25分
平成24年９月24日　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５８７号
京都府向日市寺戸町向畑32番地の４
破産者　海豊産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成25年１月22日午前11時
平成24年９月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
岐阜市太郎丸樫木100番地１　カシキレジデンスⅠ―201、開始決定時の住所岐阜県関市大平台10番２号
破産者　後藤　　恒
1　破産債権の届出期間　平成24年11月６日まで
2　一般調査期日　平成24年12月21日午前10時50分
平成24年９月25日　岐阜地方裁判所

債権者集会招集

平成２０年（フ）第７１８１号
大阪市中央区船越町１丁目６番６号
破産者　株式会社環境工学コンサルタント
1　期日　平成24年11月22日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第２号
和歌山県東牟婁郡串本町西向39番地
破産者　山本　隆造
1　期日　平成24年12月17日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月24日
和歌山地方裁判所田辺支部

債権者集会期日変更

平成２３年（フ）第２５８７号
名古屋市北区新沼町108番地
破産者　中京食材株式会社
主文　平成24年12月12日の本件債権者集会（財産状況報告・廃止意見聴取・計算報告）期日を、平成24年12月５日午後２時５分に変更する。
平成24年９月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２８号
茨城県結城市大字結城13709番地
破産者　山﨑　侃一
免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
平成24年９月24日　水戸地方裁判所下妻支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０６１号
東京都目黒区中根１丁目３番５号
清算株式会社　エイエムエフ株式会社
代表清算人　荒木　達男
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０３６号
東京都中央区京橋１丁目14番５号　土屋ビル３階
清算株式会社　東京産業株式会社
代表清算人　二宮　　徹
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
（略称）
①　東京産業株式会社　清算株式会社
②　別表「弁済予定表」　別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者　債権者
④　別表「債権者名」欄記載の各債権者のうち二宮徹を除く各債権者　金融債権者
⑤　平成24年７月20日（特別清算手続開始決定日）　基準日
2　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
3　弁済の場所
本協定における弁済は、金融債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。
但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
4　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算してひとつの債権とみなし、弁済額を決定する。
なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　特別清算債権
1　定義
本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。
2　債権債務の確認
債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
3　特別清算債権の弁済
⑴　第一回弁済
①　特別清算債権に対する第一回弁済は、本件債権を基準として行う。
②　金融債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。
㋐　弁済額
特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、金融債権者の本件債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。
その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。